

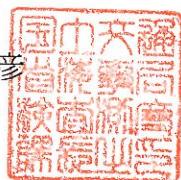


国海查第 501 号の 2
平成 25 年 3 月 28 日

社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 斎藤 弘 殿

国土交通省海事局

検査測度課長 園田 敏彦



船舶検査の方法の一部改正について

今般、別紙のとおり、船舶検査の方法の一部を改正しましたのでお知らせいたします。



○船舶検査の方法の一部を改正する新旧対照表(索)

附属書 C 機関の検査に関する附属書

(下線の部分は改正部分)

	改正案	現行
1. 承認試験	1. 承認試験	
1.1～1.2 (略)	1.1～1.2 (略)	
1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)(編集注:平成18年8月1日施行)	1.3 ゴムホース等(両端に継手を有するものを含む。)(編集注:平成18年8月1日施行)	
1.3.1-1 (略)	1.3.1-1 (略)	
1.3.1-2 <u>JIS K 6349:2012</u> に準じた衝撃圧力試験(液圧用に限る。)	1.3.1-2 <u>JIS K 6349-3</u> に準じた衝撃圧力試験(液圧用に限る。)	
1.3.1-3 (略)	1.3.1-3 (略)	
1.3.2 (略)	1.3.2 (略)	
2.～7. (略)	2.～7. (略)	

附属書H 特定のサービス・ステーション等の証明

(下線の部分は改正部分)			
	改正案		現行
3. 降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明	3. 降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明	3. 降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明	3. 降下式乗込装置の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明
3.1～3.3 (略)	3.1～3.3 (略)	3.1～3.3 (略)	3.1～3.3 (略)
3.4 立入り	3.4 立入り	管海官庁は、 <u>1年ごとに</u> 当該サービス・ステーションについて、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。	管海官庁は、 <u>半年ごとに</u> 当該サービス・ステーションについて、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。
3.5～3.8 (略)	3.5～3.8 (略)	3.5～3.8 (略)	3.5～3.8 (略)
4. GMDSS設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明	4. GMDSS設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明	4. GMDSS設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明	4. GMDSS設備の整備を行う特定のサービス・ステーションの証明
4.1～4.4 (略)	4.1～4.4 (略)	4.1～4.4 (略)	4.1～4.4 (略)
4.5 立入り	4.5 立入り	管海官庁は、 <u>1年ごとに</u> 当該サービス・ステーションについて、整備点検時の立会いを含め、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。	管海官庁は、原則として <u>半年ごとに</u> 当該サービス・ステーションについて、整備点検時の立会いを含め、施設の状況、整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。
4.6～4.10 (略)	4.6～4.10 (略)	4.6～4.10 (略)	4.6～4.10 (略)
5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明	5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明	5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明	5. 航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場の証明
5.1～5.4 (略)	5.1～5.4 (略)	5.1～5.4 (略)	5.1～5.4 (略)
5.5 立入り	5.5 立入り	管海官庁は、 <u>1年ごとに</u> 当該事業場について、施設の状況、装備・整備の状況等の実態を把握すること。	管海官庁は、原則として <u>半年ごとに</u> 当該事業場について、施設の状況等の実態を把握すること。

改正案	現行
点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。	況、装備・整備点検の方法、書類の保管状況等の実態を把握すること。
5.6～5.9 (略)	5.6～5.9 (略)